

1-1 日本森林学会会員規則

(目的)

第1条 本規則は、日本森林学会定款第6条に定める会員の入退会及び権利義務等を定めることを目的とする。

(一般及び学生会員)

第2条 定款第6条に定める正会員のうち、学生であるもの(大学院生を含む。ただし、社会人大大学院生を含まない。)を学生会員とし、それ以外を一般会員とする。

(入会)

第3条 当学会に入会を希望する個人又は団体は、別に定める入会申込書を会長宛に提出しなければならない。

2 理事会は、申込書に従い入会の可否を決定し、当該個人又は団体に通知するものとする。

(会費)

第4条 定款第8条に基づき、会員の年会費を次のとおりとする。

(1)

正会員(一般会員)	年会費	10,000円(A区分)
		12,000円(B区分)

正会員(学生会員)	年会費	5,000円(A区分)
		7,000円(B区分)

(2) 名誉会員 年会費 なし

(3) 賛助会員 年会費 1口 30,000円以上

(4) 機関会員 年会費 18,000円

(5) 準会員 年会費 2,500円

2 年会費は、前年度の2月末日までに納入するものとする。ただし、正会員がA~Bの会員区分を変更する場合は、前年の10月15日までに電子メール、FAX、又は文書によって事務局に連絡する。期日までに連絡が無い場合、会員区分に変更はないものとみなす。

3 入会を申し込んだ個人又は団体は、前条第2項の理事会からの入会を可とする通知を受けた後、速やかに入会した年度の年会費を納入しなければならない。

4 会員は、当学会から年会費の納入請求の通知があった場合、期限までに年会費を納入しなければならない。

5 年齢75歳以上の一般会員で20年以上継続して会員であったものは、会費を免除する。

6 年会費の割引制度を、総会の承認により設けることができる。

(会員種別の変更)

第5条 卒業、修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、継続して一般会員となることを希望する場合は、別に定める「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。

2 卒業、修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、進学等により学生会員資格を得る予定の者は、別に定める「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。

3 学生会員が一般会員となる場合は、学生会員の資格を失う翌日を会員種別変更日とする。

4 学生会員が一般会員となる場合は当該年度の年会費の差額の納入を免除し、翌年度から一般会員の年会費を納入するものとする。

5 一般会員が学生会員の資格を得て学生会員になることを希望する場合は、「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。一般会員から学生会員になった場合は、一般会員と学生会員の年会費の差額は返還しない。

6 その他の会員種別を変更する場合は、これに準じる。

(会員への通知)

第6条 学会から会員に対して行う通知は、原則として、電磁的方法である電子メール、又はウェブサイトによるものとする。ただし、会員から要請があった場合には、文書によらねばならない。

(会員登録情報の変更)

第7条 会員は、学会から会員への郵便物、電子メール等の送付を確実にするために、所属、連絡先等の変更の場合は「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。変更届けの提出がなく一定期間の間連絡が取れない場合は、学会が会員への郵便物、電子メール等の送付を中止しても異議を述べないものとする。

(退会)

第8条 会員が退会しようとする場合は、別に定める「退会届」を会長宛に提出するものとする。

2 退会しようとする会員は、未納の年会費等がある場合は、これを納入しなければならない。

3 学会は、会員がその資格を喪失しても、既納の年会費その他の拠出金品を返還しない。

(学会刊行物の送付等)

第9条 学会は、会員種別に従い学会刊行物等を無料送付、電子版の無料閲覧、又は頒布する。ただし、会員は冊子体の一部または全ての受取を辞退することができる。

2 正会員には、森林科学の冊子体、会員名簿を無料で配布する。また、Journal of Forest Research(以下、JFR)および「森林科学」をウェブ上にて無料で閲覧できるユーザー名とパスワードを発行する。さらに正会員のうち、B区分にはJFRの冊子体の無料配布を行う。

3 賛助会員には、日林誌、JFR及び森林科学の3誌の冊子体とともに日本森林学会学術講演集及び会員名簿の無料配布を行う。

4 機関会員には、日林誌、JFR及び森林科学の3誌の冊子体とともに会員名簿の無料配布を行う。

5 準会員には、森林科学の無料配布を行う。

6 学会刊行物の無料配布は、各会員があらかじめ登録した1箇所の住所へ送付するものとする。なお、送付先が日本国外の場合も同様とする。

(学会選挙に関する会員の権利)

第10条 正会員は、定款第14条の定めにより、代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。

2 選挙については、個人の賛助会員も正会員と同等の権利を有する。

(会員による総会の傍聴)

第11条 会員が、定款第24条により総会の傍聴を希望する場合には、原則として総会の2日前までに、学会事務局に、電子メール等で通知すること。

2 学会事務局は、電子メールを受信後速やかに傍聴希望の受理を電子メールで回答する。

(会員による理事の行為の差止め)

第12条 会員は、理事が学会の定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会員の学会活動への参加)

第13条 正会員及び個人の賛助会員は次の学会活動を行うことができる。

- (1) 年次学術大会(年1回開催)で発表すること
- (2) 日林誌に投稿すること
- (3) 森林科学に投稿すること
- (4) 委員会活動に参加すること
- (5) 学会が実施する研究活動、行事等に参加すること

2 準会員については、前項第1号、第2号及び第4号の活動は行えない。

(会員の義務)

第14条 会員は、学会活動に際して、関係法令並びに定款を遵守しなければならない。

2 会員は、学会から提供された会員としての権利を第三者に譲渡できない。

3 会員は、会員番号・パスワード等(以下、会員識別情報という。)を自ら管理しなければならない。

4 会員自らの責により不正に会員識別情報が使用され、損害が生じた場合、学会はその責任を負わない。

(個人情報保護)

第15条 会員となるものは、学会の個人情報管理(日本森林学会プライバシーポリシー)を理解し、学会が会員の個人情報を学会運営の目的で使用することに承諾したものと見なす。

(規則の変更)

第16条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

附則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。
2. この規則は、平成28年5月31日から施行する。
3. この規則は、令和元年5月28日から施行する。
4. この規則は、令和2年5月27日から施行する。
5. この規則は、令和4年11月1日から施行する。

別表 1 入会申込書

別表 2 会員変更届

別表 3 退会届